

令和4年度打出・芦屋財産区共有財産会計 決算(案)

令和5年5月31日

(単位：円)

歳入

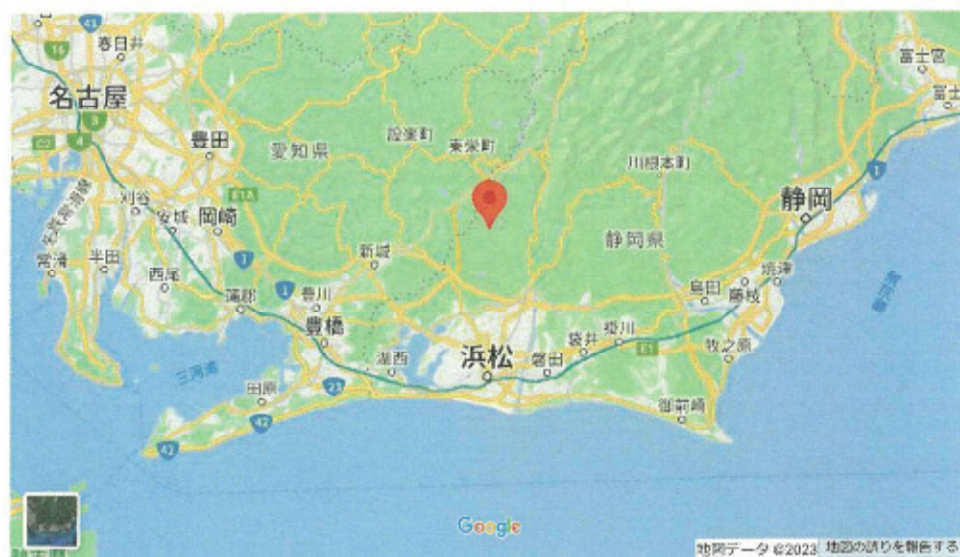
款	項	目	予 算 現 額			収入済額	備 考
			予算額	区 分			
				金 額			
02	財産収入		8,498,000			12,415,605	
	01	財産運用収入	8,497,000			7,844,445	
		01	財産貸付収入			7,798,012	
				01	土地貸付収入	8,484,000	7,798,012
		02	利子及び配当金	13,000		46,433	
				01	積立金利子	13,000	46,433
							兵庫県住宅公社債 42,000 三井住友銀行 18 尼崎信用金庫 他7行 4,415
	02	財産売払収入	1,000			4,571,160	
		01	不動産売払収入	1,000		4,571,160	
				01	土地売払収入	1,000	4,571,160
							土地売払収入 (奥山1-256の一部 1,843.21㎡)
03	繰入金		1,000,000			0	
	03	繰入金	1,000,000			0	
		03	繰入金	1,000,000		0	
				03	繰入金	1,000,000	0
04	繰越金		1,000			82,299,285	
	04	繰越金	1,000			82,299,285	
		04	繰越金	1,000		82,299,285	
				04	繰越金	1,000	82,299,285
							前年度歳計剰余金 82,299,285
05	諸収入		1,000			255,913	
	20	雑入	1,000			255,913	
		20	雑入	1,000		255,913	
				20	雑入	1,000	255,913
							立木伐採補償金(関電)奥山1外 255,913
歳 入 合 計			9,500,000			94,970,803	繰越額 88,684,506

令和4年度打出・芦屋財産区共有財産会計 決算(案)

歳出

(単位：円)

款	項	目	予 算 現 額		支出済額	備 考	
			予算額	区 分			
				金 額			
01	財産区 総務費		9,200,000			6,286,297	
	01	財産区総 務管理費	9,200,000			6,286,297	
		01	財産区総 務管理費		9,200,000	6,286,297	
				01 報酬	1,022,000	502,000	管理委員会(3回) 5月(13人)8月(14人)12月(14人) 行政視察 11月(10人)
				08 旅費	680,000	240,000	特別旅費(2名) 40,000 費用弁償(10名) 200,000
				09 交際費	100,000	3,180	行政視察手土産
				10 需用費	370,000	26,130	消耗品費 2,530 食糧費 11,500 施設補修費 12,100
				11 役務費	10,000	2,402	郵便料
				12 委託料	1,013,000	506,495	業務委託料(伐採・剪定・除草 等)
				13 使用料及 び賃借料	500,000	340,990	車両借上料 318,000 通行駐車料 22,990
				14 工事請負費	2,004,000	2,003,100	倒木撤去工事費 522,500 安全対策工事費 1,182,500 側溝補修工事費 298,100
				負担金, 18 補助及び 交付金	3,500,000	2,662,000	山車維持管理助成金(5基分) 1,500,000 森林病虫害等防除事業負担金 1,162,000
				24 積立金	1,000	0	
30	予備費		300,000			0	
	30	予備費	300,000			0	
		30	予備費	300,000		0	
歳 出 合 計			9,500,000			6,286,297	



#### お車でお越しの方

※ご来店の際は新東名・浜松浜北IC経由でお越しください。

カーナビゲーションでは、「浜松いなさIC～県道47号経由」で案内される場合がありますが、道幅が狭いためオススメできません。

#### 公共交通機関

遠州鉄道 西鹿島駅から自主運行バスをご利用ください。

予約専用ダイヤル 053-472-8451 (8:00～17:00)

#### 駐車場

大型車3台・普通車60台・身障者用2台

#### 電気自動車急速充電器

敷地内にEV急速充電器をご用意しておりますので、ご利用下さい。

台数：1台（ご利用可能時間/24時間）

## 夢未来くんま

くんま水車の里は、特定非営利活動(NPO)法人「夢未来くんま」が運営しております。

施設名	特定非営利活動法人 夢未来くんま
理事長	大石 顕
設立	2000年（平成12年）6月
住所	〒431-3641 静岡県浜松市天竜区熊1976-1
電話番号	053-929-0636
FAX	053-929-0625

## ○芦屋市／打出／芦屋／財産区山車維持管理費助成要綱

平成 17 年 4 月 1 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この要綱は、芦屋市／打出／芦屋／財産区（以下「財産区」という。）内において、地域伝統文化として伝承される山車の維持管理に要する経費を助成することにより、地域伝統文化の振興とコミュニティの健全な発展を図ることを目的とする。

## (対象者)

第 2 条 対象団体は、財産区内において山車の保存及び運行活動を行う団体とする。

## (助成の対象)

第 3 条 助成の対象は、山車の維持管理に要する経費とする。

## (助成額)

第 4 条 助成の額は、予算の範囲内とする。

2 助成の額は、その団体の活動の状況を勘案して決定する。

## (交付申請)

第 5 条 助成を受けようとするものは、市長の指定する期日までに芦屋市／打出／芦屋／財産区山車維持管理費助成金交付申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

第 6 条 市長は、前条の申請を受けたときは、必要に応じて関係者の意見を聴き、その可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

## (助成金の交付)

第 7 条 市長は、前条の規定により交付決定したときは、速やかに助成金を交付する。

## (報告)

第 8 条 助成金の交付を受けたものは、対象事業の完了後に芦屋市／打出／芦屋／財産区山車維持管理費助成金実績報告書（様式第 2 号）を提出しなければならない。

## (助成金の返還)

第 9 条 市長は、助成金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、

既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を第 1 条の目的外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により、助成金の交付を受けたとき。

(庶務)

第 10 条 この要綱に基づく庶務は、財産区財産の管理運営を所管する課が行う。

(平 19. 4. 1・一部改正)

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 芦屋市/打出/芦屋/財産区山車助成金支出に係る細則

第1条 対象団体は、芦屋市/打出/芦屋/財産区山車維持管理費助成要綱（以下「助成要綱」という。）第1条に定める山車の保存及び運行活動を行う各地区の「地車愛好会，同好会，保存会」等の団体とする。

第2条 次の各号のいずれにも該当する場合に限り芦屋市/打出/芦屋/財産区年度予算の範囲内で助成する。

- (1) 打出/芦屋/財産区管理委員会にて委員の過半数の賛同で認められた「地車愛好会，地車同好会，保存会」等の山車であること。
- (2) 地区の「地車愛好会，同好会，保存会」等として，メンバー構成が地区内で確立された組織構成とされていること。（会長，副会長，会計，書記他）
- (3) その山車の曳手・担ぎ手にあつては，過半数以上の市民でメンバー等が構成されていること。
- (4) 山車の維持管理経費等については，資金計画に透明性があること。
- (5) 要綱第5条の「交付申請書」及び要綱第8条の「実績報告書」について虚偽の申告が判明した場合は，助成要綱第9条により，助成金の返還を求めるものとする。
- (6) (5)の結果については，次年度の交付に当たっては，打出/芦屋/財産区管理委員会にて審議し，その結果を市長報告する。
- (7) 一時的に祭りに参加するため，山車を他の地区又は市外より一時的に借用し参加する山車については，この助成金の対象外とする。

要綱及び細則で定めるもののほか，助成金の交付に関して必要な事項は，打出/芦屋/財産区管理委員会にて審議する。

## 附 則

この細則は，平成 26 年 10 月 1 日から施行する。